現行

## Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-5 顧客保護等

Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ -3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等

(1)~(7) (略)

- (8) 規則第211条の33において準用する規則第53条の4(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)に関する措置については、「総合指針II-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(13)」の記載がなされているか。
- (9) (略)
- (10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7(社内規則等)に 関する措置については、「<u>総合指針 II -3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規</u> <u>定する業務運営に関する措置等(14)・(15)</u>」までの体制が整備されている か。
- (11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において 準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当 該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「総合指針 II -3-5-1-2 法第 100条の 2 に規定する業務運営に関する 措置等(20)」の措置が講じられているか。

(12)~(14) (略)

(15) 規則第211条の33において準用する規則第53条の7に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針II-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(17)」に記載するような体制が整備されているか。

(16) (略)

改正後

## Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ -3-5 顧客保護等

Ⅱ -3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ -3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等

(1)~(7) (略)

- (8) 規則第211条の33において準用する規則第53条の4(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)に関する措置については、「総合指針 II -3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(14)」の記載がなされているか。
- (9) (略)
- (10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7(社内規則等)に 関する措置については、「<u>総合指針 II -3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規</u> <u>定する業務運営に関する措置等(15)・(16)</u>」までの体制が整備されている か。
- (11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において 準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当 該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「総合指針 II -3-5-1-2 法第 100条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(21)」の措置が講じられているか。

(12)~(14) (略)

(15) 規則第211条の33において準用する規則第53条の7に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(18)」に記載するような体制が整備されているか。

(16) (略)